

# べつかい協働のまちづくり補助金 《公募型》

令和3年度 **前期**

～対象事業募集要項～



自分の住むまちを  
家族の住むまちを  
より良いまちにするために  
いっしょに行動してみませんか

令和3年度前期受付期間

令和3年4月1日（木）～ 5月6日（木）※必着

書類や事業内容の確認がありますので、早めの提出にご協力ください。

## ～ 募 集 案 内 ～

町民によるまちづくり活動を支援する「べつかい協働のまちづくり補助金」（公募型）の対象となる事業を次の期間で募集します。

本制度は、町民の皆様の自発的な活動により、広く町民参加が見込まれる市民活動やコミュニティの充実を目的とする事業に対し、町民と行政との協働を図るため事業経費の一部を補助するものです。

### 募 集 期 間

令和3年4月1日（木）～5月6日（木）

### 応 募 対 象

次の要件を満たす団体及び事業が対象となります。

#### 【 補助対象団体 】

- 団体構成員中、町民が3人以上含まれていること。
- 活動拠点が町内にあること。
- 組織における規約等があり、会計処理については金融機関口座を有し、明確かつ適切に行われていること。
- 各種団体の連合体による実行委員会組織については、主たる団体を明確に、上記要件を満たしていること。

#### 【 補助対象事業 】

町民の自主的な市民活動や非営利的なまちづくりにおける取り組みを対象とし、地域活性化を図るために多くの町民に共感を与え公益性や将来性が見込まれる事業で以下の要件を満たすもの。

- 原則町内で実施される事業であり、かつ主たる対象を町民にした事業。
- 事業効果を町民及び町の発展に寄与するもの。
- 同一事業について、他に別海町の補助金を受けていないこと。
- 事業の実施計画（事業効果を含む。）及び収支計画が明確であること。
- これからまちづくりを始めようとする団体又は既にある団体が初めてまちづくりに取り組む活動。
- 4月から9月の間、または通年で実施する事業。

### 事業実施対象期間

令和3年4月から9月まで実施する事業又は通年実施事業

※後期分は、10月から翌年3月までに実施する事業となります

## 補助区分・補助限度額等

補助区分	上限額	補助率	事業目的	審査方法
地域づくり補助金	50万円	8/10以内	町民が主体となった、地域らしさの継承や新しい地域の創造を目指す取り組みによって、活力ある地域づくりが見込まれる活動や、今後のまちづくりの担い手となることが見込まれる活動。	意見交換会方式  （申請者と評価委員が同じテーブルを囲んでの質疑応答。）
まちいきいき支援型補助金	100万円	5/10以内	町全体の活性化を目的として、広く町内外に共感を与え、今後町を支える事項のひとつとなることが見込まれる活動。	
スタート応援型補助金	15万円	8/10以内	結成間もない団体や、まちづくり活動を行う準備等、他分野において既に活動している団体が、この補助金をきっかけとして取り組むまちづくり活動。	

※補助金は、町の予算の範囲内での交付となります。

※補助金交付額の単位は千円単位とし、千円未満は切り捨てとなります。

※交付回数の限度等について

- ・スタート応援型は、1回を限度としています。
- ・同一団体による申請は、原則年度中1回1事業とし、同一の目的をもって実施する事業は3回を限度としています。

## 補助区分別事業の一例

区分	主な分野	事例
地域づくり補助金	地域資源の活用等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域資源を活用したイベント</li> <li>・地域親睦・交流イベント開催</li> <li>・地域資源を活かした体験学習の推進活動</li> <li>・地域資源を活かした地産地消の取組み</li> </ul> <p style="text-align: right;">等々</p>
	新しい地域の創造等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな人材育成や発掘を目的とした各種フォーラムや研修会の開催</li> <li>・地域の課題解決に取り組む研究調査</li> <li>・趣味を通じた活動による地域づくり事業</li> </ul> <p style="text-align: right;">等々</p>
	より良い生活環境や住環境を目指す活動等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・沿道の清掃や草かり活動</li> <li>・多くの町民が利用する施設やその周辺的环境整備活動</li> <li>・緑化運動の推進活動</li> <li>・公共用施設等の保全と活用を目指す活動</li> </ul> <p style="text-align: right;">等々</p>
まちいきいき支援型補助金	新しい創造で別海町を支えるイベントや企画等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地域の団体や個人によって組織される実行委員会主催のイベント</li> <li>・全町民を対象とした大規模イベント (世代間交流・異業種交流 等々)</li> <li>・町を広く全道・全国にPRし発信する企画事業</li> </ul> <p style="text-align: right;">等々</p>

スタート 応援型補助金	・活動準備資金として	等々
----------------	------------	----

※ここであげる事例等は一例です。

※ここであげる「地域」とは、町内における各地区を示します。

### 補助対象経費

(対象となる経費) 補助対象事業を実施するために直接必要となる経費

※団体宛の領収書等により事業実施団体が支払ったことが確認できることが必要です。

【例】

支出項目	内 容
報 償 費	講師等への謝礼など
旅 費	講師等への交通費など
消 耗 品 費	会議資料・チラシ・ポスター類の用紙代、事務用品代、材料費など
印 刷 製 本 費	パンフレット・ポスターの印刷代など
使 用 料	会場使用料など
賃 借 料	車両、機材のレンタル料など
燃 料 費	事業に使用する車両や機械の燃料費など
通 信 費	切手代、はがき代、郵送料など
保 険 料	事業参加者の保険料など
手 数 料	振込手数料など

注意事項：補助金を活用して作成するポスターやチラシ類には「べつかい協働のまちづくり補助金採択事業」と表示するよう努めてください

(対象とならない経費)

- ア 協働のまちづくり補助金（公募型、一般型含む）及び事業参加料・寄付・協賛金・官公庁以外の補助金及びこれら類似するもの以外の収入に相当する額を対象外経費とし、補助対象経費から差し引くものとする。
- イ 事業実施主体（主催者等の事業運営者又は事務局等）に係る飲食経費や報酬等の経費。ただし、事業に伴う会議等で必要な飲料や労力の提供に対してお礼に代わり提供する飲料等を除く。
- ウ 事業参加者に無料もしくは、著しく安価な価格で配られるもの（賞品及び事業目的との関係性に乏しい飲食類等の無料配布）
- エ 商品券等の金券に類似するものの経費。（地域通貨的な商品券を除く。）
- オ 対象事業以外の目的も有し、且つ事業実施主体（主催者等の事業運営者又は事務局等）の経常的な支出を伴う経費。（スタート応援型を除く。）

- カ 不動産の売買等に関する経費。
- キ 備品の購入において、単品での使用が可能であり、且つ対象事業以外にも使用できる備品で、1品の単価が3万円を超えるもの。(スタート応援型を除く。)
- ク 事業完了後に余剰金(繰越金等)が発生した場合、これに相当する額。
- ケ 予備費、もしくはこれに類似するもの。
- コ 領収書等により、支払いが明確にできない経費。
- サ その他補助事業に直接関係しないで、町長が社会通念上適切でないとした経費。

## 応募の手続きと審査方法等

下記の提出書類に必要事項を記入し、資料等を添付のうえ、役場本庁舎2階「総合政策課まちづくり推進担当」まで提出してください。

[提出書類] ①べつかい協働のまちづくり補助金(公募型)事業申込書(第1号様式)

②事業計画書(第2号様式)

③収支予算書(第3号様式)

※積算根拠となる見積書(写し)、カタログ資料(写し)等を添付してください。

※事業で使用する物品等は町内からの購入に努めてください。

④団体概要書(第4号様式)

⑤その他必要書類

※第1~4号様式の記載例(8~11ページに掲載)を参考に作成してください。

※提出書類(第1号~第4号様式)及び要項については、別海町ホームページからダウンロードが可能です。

[受付] 書類提出時等、総合政策課職員による事業内容の聞き取りや書類確認を行います。

[審査方法] 申込者には、意見交換会方式の「評価委員会」へ出席していただきます。

評価委員会では、申込者が事業の概要等について説明し、「べつかい協働のまちづくり補助金評価委員」が事業に対する質問・助言等を行います。その内容をもとに、審査基準(6ページに掲載)に基づき評価します。

※評価委員会は、5月中旬~下旬の開催を予定しています。(別途通知)

[その他] 応募をお考えの方はお早めにお問合せください。

書類の記入の仕方や相談等、お気軽にお問合せください。

問合せ先 別海町 総務部 総合政策課 まちづくり推進担当 (役場本庁舎2階)  
TEL 0153-75-2111(内線2216) FAX 0153-75-0371  
メール [sougouseisaku@betsukai.jp](mailto:sougouseisaku@betsukai.jp)

## 審査の基準

次の5つの項目により評価されます。

### [1]各項目の基準 …… 審査項目及び基準

	項 目	基 準 (目的)	点数配分
1	申請団体の適正度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請事業に対し「熱意」があるか。</li> <li>・ 活動が自主的及び自発的な活動であるか。</li> <li>・ 自主的に研究・調査を行っているか。</li> </ul>	15 (3段階評価)
2	社会的ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町民ニーズや時代性及び社会的背景に対応しているか。</li> <li>・ 他分野に波及効果があるか。</li> <li>・ 全ての町民（地域内も含む）を対象としているか。</li> </ul>	15 (3段階評価)
3	事業計画と費用対効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業計画・予算計画は適正明確か。</li> <li>・ 事業規模に対する適正な予算か。</li> <li>・ 目的及び事業効果が明確か。</li> </ul>	15 (3段階評価)
4	独創性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 別海町の資源（地域資源）の有効活用を行っているか。</li> <li>・ 事業の創意工夫がなされているか。</li> <li>・ 発想や着眼点に先見性をもっているか。</li> </ul>	15 (3段階評価)
5	総合評価	コメントを付して、事業の総合的な見解や個人的価値観で評価する。	40 (5段階評価)

### [2]各点数の基準 …… 各項目の点数について

○各点数の設定 点数設定については、15点・40点の2種類を設定しております。

(基準が設定されているもの15点 評価委員の総合評価 40点 )

#### 《評価と配点の関係》

15点の場合(3段階評価)

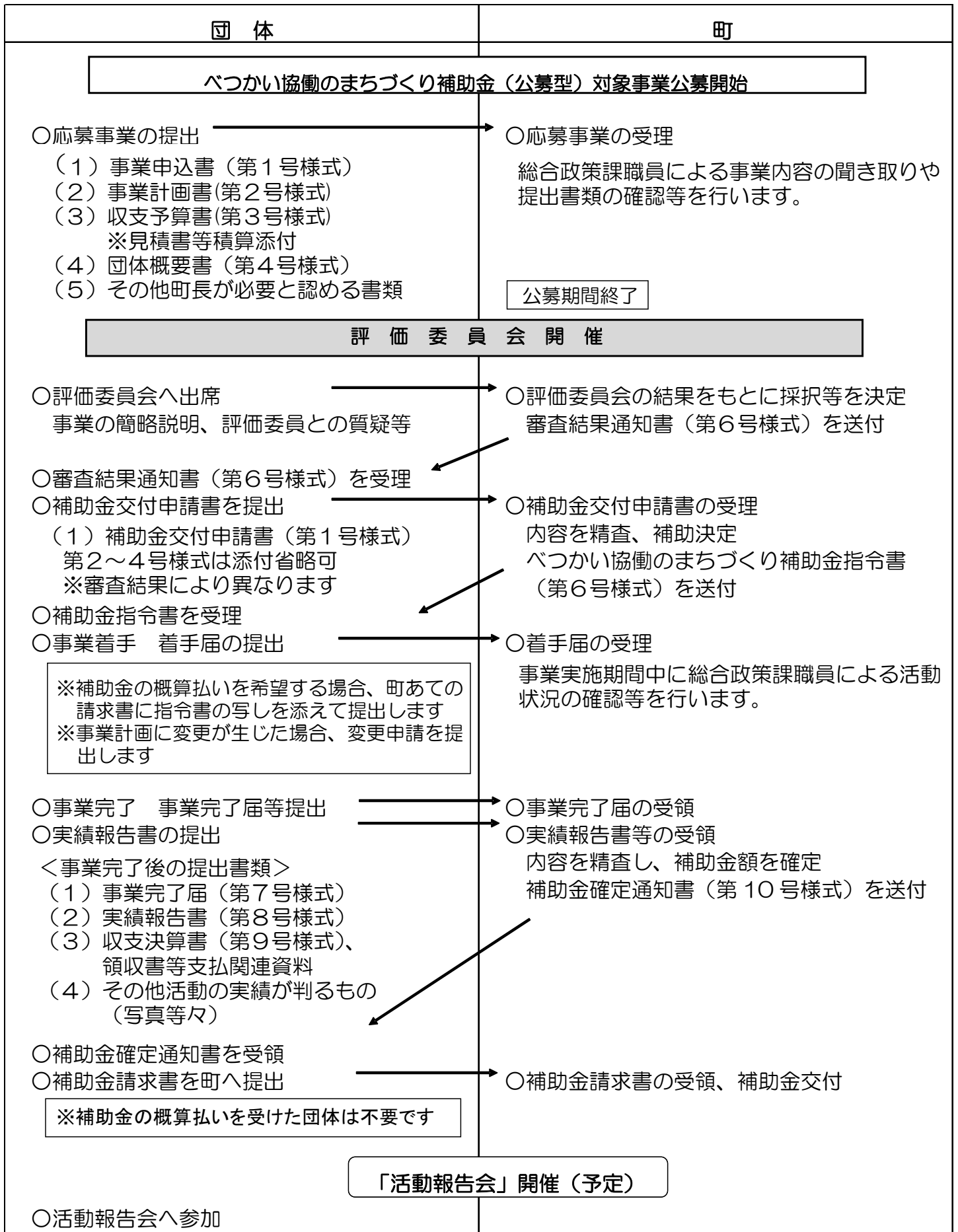
○	基準(目的)を達成している	《良い》	15点
△	やや、基準(目的)に届かない部分がある	《やや不十分》	10点
×	基準(目的)を達成できていない	《不十分》	0点

40点の場合(5段階評価)

◎	大変良い事業と判断	《大変良い》	40点
○	良い事業と判断	《良い》	30点
△	若干の改善を要すると判断	《やや不十分》	20点
▲	大幅な改善が要すると判断	《不十分》	10点
×	大きく問題があり実施すべきでないと判断	《不可能》	0点

《※参考～各項目中間と判断(やや不十分)とした場合 60点となる。》

# 《べつかい協働のまちづくり補助金（公募型）手続き全体の流れ》



※ 太枠内は記入不要です。

区分別受付番号	
申請区分	
申請回数	新規 ・ 継続( 回目)

## 令和 年度 べつかい協働のまちづくり補助金事業申込書

令和 年 月 日

提出する月日を記入してください。

別海町長 曾根 興三 様

申込者 住 所 別海町〇〇〇 〇〇番地の〇  
 団体名称 〇〇〇〇〇〇  
 代表者氏名 〇〇〇 〇〇〇 ①  
 連絡先（電話）

事業名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

べつかい協働のまちづくり補助金（公募型）交付事務取扱要領第6条の規定により、関係書類を添えて提出いたします。

記

1 事業（事務）の目的及びその概要

実際にどういったことをするのか、申請事業の目的と概要について具体的に記入してください。

2 事業（事務）の着手及び完了の予定期日

自（着手） 令和〇〇年〇〇月〇〇日  
 至（完了） 令和〇〇年〇〇月〇〇日

3 補助金交付希望額

総事業費	補助対象事業費	補助金希望額
収支予算書の支出総額 (第3号様式「A」の金額)	収支予算書の補助対象経費 (第3号様式「B」の金額)	収支予算書の補助金額 (第3号様式「C」の金額)

4 補助区分（申込みする区分を丸で囲んでください） **いずれかに〇をつけてください。**

地域づくり補助金 { 上限 50 万円 } { 補助率 8/10 以内 }	まちいきいき支援型補助金 { 上限 100 万円 } { 補助率 5/10 以内 }	スタート応援型補助金 { 上限 15 万円 } { 補助率 8/10 以内 }
---	--	---



## べつかい協働のまちづくり補助金事業計画書

1 事業名

oooooooooooo

2 事業概要（具体的に記入願います。）

*実際にどういったことをするのか、具体的に記入してください。*

3 事業実施期日又は期間      〇〇年〇〇月〇〇日（～〇〇年〇〇月〇〇日）  
※事業スケジュール等詳細についても記入してください。（任意様式添付可）

*イベント等の開催日、又は事業の実施期間を記入してください。*

4 事業の対象者及び参加予定（見込み）人員

事業対象者… 町民、〇〇団体、〇〇関係の人

参加予定人数… 約 〇〇〇人

5 事業効果

*補助金を受けて事業を実施することにより、どのような効果が見込まれるのか、別海町民へはどのような利益があるのか等について、具体的に記入してください。*

6 所要経費

総 額      収支予算書の支出総額 円

内 訳      （別添 第3号様式に準ずる）

# 収 支 予 算 書

団体名 ○○○○○○

## 収入の部

(単位：円)

科 目	内 容	積算根拠（単価×数量）	金 額
へつかい協働のまちづくり補助金	補助区分：担い手支援型	C-	○○○○○
会費	○○○○	○○○円×○○人	○○○
事業収入	○○○○	○○○円×○○人	○○○
自己資金	○○○○		○○○○
※すべての収入源を記入してください。			
収入総額（合計）			○○○○○

## 支出の部

(単位：円)

科 目	内 容	積算根拠（単価×数量）	金 額	
補助対象経費	報償費	講師謝礼	○○円×○○人×○○回	○○○○
	印刷製本費	チラシ作成	○○円×○○枚	○○○○
	消耗品費	チラシ用紙代	○○円×○○枚	○○○○
	使用料	施設使用料	○○円×○○時間	○○○○
	レンタル料	○○のレンタル	見積書参照	○○○○
※事業に係る支出内容をすべて記入してください。 ※補助対象経費・対象外経費を分けて記入してください。 ※委託・備品購入等の支出については、見積書・カタログ等を添付してください。				
小 計（補助対象経費合計額）			B- ○○○○○	
補助対象外経費	報償費	会員に対する謝礼		○○○
	小 計（補助対象外経費合計額）			○○○
支出総額（合計）			A- ○○○○○	

※収入総額と支出総額は同じ金額になること

※補助金（希望額）は補助対象経費の指定の補助率以内であること

※積算根拠となる見積書（写し）やカタログ資料（写し）等を添付

※補助金が採択された場合、概算払いの希望（1. **あり** 2. なし ←どちらかに○を付けて下さい。

満たしているか  
確認してください

## べつかい協働のまちづくり補助金団体概要書

団 体 名	○○○○○○
代 表 者	氏名 ○○○○○○
	住所 〒○○○-○○○ 別海町○○○ ○○番地の○○
	TEL ○○○○○○ FAX ○○○○○○
	E-Mail ○○○○○○○○○○○○○
団 体 所 在 地 等 ※代表者住所等と同様 の場合は記入不要	〒 事務所等の所在地と同じであれば「同上」で構いません。
	TEL ○○○○○○ FAX ○○○○○○
	E-Mail ○○○○○○○○○○○○○
連 絡 責 任 者 (事務担当者) ※代表者連絡先と同様 の場合は記入不要	氏名 ○○○○○○
	住所 〒 事務所等の所在地と同じであれば「同上」で構いません。
	TEL FAX
	E-Mail
ホームページアドレス	http:// ○○○○
設 立 年 月 日	昭和・平成・令和○○年○○月
構 成 員 数	○○ 人（うち別海町民の数 ○○ 人）
設 立 趣 旨	設立の理由を記入してください。
主 な 活 動 実 績	過去に行った主な活動を記入してください。 新規団体については記入しなくてよろしいです。

※構成員名簿または役員名簿を添付してください。

※団体の規約、組織図、収支決算書等、団体の資料があれば添付してください。

## べつかい協働のまちづくり補助金（公募型）交付事務取扱要領

### （目的）

第1条 この要領は、町民の自発的な活動により、広く町民参加が見込まれる公益性のある活動又はコミュニティの充実を目的とする事業を行おうとする者（以下「団体」という。）に対し、町民と行政との協働を推進するため事業経費の一部又は全部を補助することに関し、別海町振興奨励補助規則（昭和46年規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

### （団体及び事業）

第2条 補助金の交付対象となる団体及び補助金の交付対象となる事業（以下「事業」という。）は、別表第1に掲げる要件を満たすものとする。

2 前項の規定にかかわらず、当該事業が次のいずれかに該当するときは、補助の対象としない。

（1）営利を目的とするもの

（2）宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を強化育成することを目的とするもの

（3）自治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを目的とするもの

（4）公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職にあるもの（候補者を含む。）若しくは政党を推薦し、又はこれらに反対することを目的とするもの

### （経費）

第3条 補助金の交付対象となる経費及び補助金の交付対象から除外する経費は、活動に要する経費のうち別表第1に掲げる経費とする。

### （補助金の額等）

第4条 補助金の交付上限額、交付回数、区分及び補助率は、別表第1に定めるところによる。

### （事業の公募）

第5条 町長は、事業の公募にあたり広報紙及びホームページ等を利用して広く町民に周知し、別に募集要項を定めて別表第1に掲げる時期に募集するものとする。

### （応募方法）

第6条 前条の規定により応募しようとする団体は、別に定める募集要項に基づき、べつかい協働のまちづくり補助金（公募型）事業申込書（第1号様式）の他、次の各号に定める書類を添えて町長に提出しなければならない。

（1）事業計画書（第2号様式）

（2）収支予算書（第3号様式）

（3）団体概要書（第4号様式）

（4）その他町長が必要と認める書類

### （審査及び通知）

第7条 町長は、第5条の規定に基づき提出のあった事業の審査を、別に定めるべつかい協働のまちづくり補助金評価委員会（以下「評価委員会」という。）に委任するものとする。

2 応募する団体は、評価委員による審査の場（以下「審査会」という。）で事業について説明をしなければならない。

3 審査の方法等は、別に定めるべつかい協働のまちづくり補助金審査指針による。

4 審査の日時等は、事前に調整のうえ応募した団体に通知するものとする。ただし、審査会当日に応じることができない場合は、審査の対象から除外することができる。

5 町長は、評価委員会の報告を受けて、補助金の交付が適当である事業を採択し、評価委員会へ報告するとともに、審査結果通知書（第5号様式）により応募した団体へ通知するものとする。

（審査対象事業の特例）

第8条 町長は、別表第1に掲げる公募時期が前期の場合は、審査会開催前に既に事業に着手している場合であっても、当該事業を審査の対象とすることができる。

（補助金の交付申請）

第9条 第7条により採択を受けた団体は、規則第3条に定める補助金の交付申請書類を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第10条 町長は、補助金の交付を決定したときは、補助金交付指令書（第6号様式）により団体へ通知するものとし、その内容を町の広報紙及びホームページその他適切な方法により公表するものとする。

（事業の実施及び報告の義務）

第11条 事業は、第8条に規定する場合を除き、補助金交付決定の通知を受けた後に事業計画書に従い、着手し完了させるものとする。

2 団体は事業完了後、規則第7条及び第8条に定める書類を提出しなければならない。ただし、規則第8条に定める事業精算書は、べつかい協働のまちづくり補助金収支決算書（第9号様式）に置き換え、次の書類を添付するものとする。

（1）領収書等支払関連資料写し

（2）その他活動実績がわかるもの

（補助金の請求）

第12条 団体は、補助金の請求をする場合は、補助金交付指令書（第6号様式）及び補助金確定通知書（第10号様式）の写しを添えて請求するものとする。

（余剰金）

第13条 概算払いを受けた団体が、精算の結果、余剰金が発生する場合は、速やかにこれを町長に返還しなければならない。

（事業実績の公表）

第14条 町長は、補助対象事業が完了したときは、第10条の規定による方法に準じてその内容及び成果を公表するものとする。

（活動報告会）

第15条 町長は、補助金の交付を受けた団体が広く活動の成果等を報告しあう機会（以下「活動報告会」という。）を設けるものとする。

2 補助金の交付を受けた団体は、前項の活動報告会への出席に努めなければならない。

（補足）

第16条 この要領の施行に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年9月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第2条、第3条、第4条関係）

1. 要件	(1) 団 体	<p>その成果が期待でき、次に掲げる実態を備える団体とする。</p> <p>ア 団体構成員中、町民が3人以上含まれていること。</p> <p>イ 活動拠点が町内にあること。</p> <p>ウ 組織における規約等があり、会計処理については金融機関口座を有し、明確かつ適切に行われていること。</p> <p>エ 各種団体の連合体による実行委員会組織については、主たる団体を明確にし、上記要件を満たすものとする。</p>		
	(2) 事 業	<p>町民の自主的なまちづくりにおける取り組みを対象とし、地域活性化を図るために多くの町民に共感を与え公益性や将来性が見込まれる事業で、以下の要件を満たすもの。</p> <p>ア 原則町内で実施される事業であり、かつ主たる対象を町民にした事業。</p> <p>イ 事業効果が町民及び町の発展に寄与するもの(町外において町のPRに寄与するものを含む)。</p> <p>ウ 同一事業について、他に町の補助金を受けていないこと。</p> <p>エ 事業の実施計画(事業効果を含む)及び収支計画が明確であること。</p> <p>オ これからまちづくりを始めようとする団体又は既にある団体が初めてまちづくりに取り組む活動。</p> <p>カ 事業実施期間が前期分は4月から9月及び通年実施事業であり、後期分は10月から3月までに実施する事業。</p>		
2. 公募に係る時期	<p>公募時期は、前期・後期の年2回とし、要件に定める期間に実施される事業を対象として、1ヶ月程度の公募をする。</p>			
3. 補助区分及び補助率	<p>補助区分を以下のとおりとし、団体は、以下の事業目的を満たす補助区分を選択するものとする。</p> <p>《補助区分》</p>			
	区 分	対象となる事業の内容	補助率	上限額
	地域づくり補助金	町民が主体となった、地域らしさの継承や新しい地域の創造を目指す取り組みによって、活力ある地域づくりが見込まれる活動や、今後のまちづくりの担い手となることが見込まれる活動。	8/10以内	50万円
	まちいきいき支援型補助金	町全体の活性化を目的として、広く町内外に共感を与え、今後町を支える事項のひとつとなることが見込まれる活動。	5/10以内	100万円
スタート応援型補助金	結成間もない団体が、まちづくり活動を行う準備等や他分野において既に活動している団体が、この補助金をきっかけとして取り組むまちづくり活動。	8/10以内	15万円	
<p>《共通要件》</p> <p>ア 交付額の単位は千円単位とし、千円未満は切り捨てる。</p> <p>イ 各補助区分において対象となる事業は別表2を補足とする。</p>				

	補助対象経費と補助対象外経費については、以下のとおりとする。	
	(1) 対象経費	ア 対象外経費以外のもの。
4. 補助対象経費と補助対象外経費	(2) 対象外経費	<p>ア 協働のまちづくり補助金（公募型、一般型含む）、事業参加料、寄付、協賛金、官公庁以外の補助金及びこれら類似するもの以外の収入に相当する額を対象外経費とし、補助対象経費から差引くものとする。</p> <p>イ 事業実施主体（主催者等の事業運営者又は事務局等）に係る飲食経費や報酬等の経費。ただし、事業に伴う会議で必要な飲料や労力の提供に対してお礼に代わり提供する飲料等を除く。</p> <p>ウ 事業参加者に無料若しくは著しく安価な価格で配られるもの（賞品及び事業目的との関係性に乏しい飲食類等の無料配布）。</p> <p>エ 商品券等の金券に類似するものの経費。ただし、地域通貨的な商品券を除く。</p> <p>オ 対象事業以外の目的も有し、かつ事業実施主体（主催者等の事業運営者又は事務局等）の経常的な支出を伴う経費（スタート応援型を除く）。</p> <p>カ 不動産の売買等に関する経費。</p> <p>キ 備品の購入において、単品での使用が可能であり、かつ対象事業以外にも使用できる備品で、1品の単価が3万円を超えるもの（スタート応援型を除く）。</p> <p>ク 事業完了後に余剰金（繰越金等）が発生した場合、これに相当する額。</p> <p>ケ 予備費、若しくはこれに類似するもの。</p> <p>コ 領収書等により、支払いが明確にできない経費。</p> <p>サ その他補助事業に直接関係しないで、町長が社会通念上適切でないとした経費。</p>
5. 概算払い	請求により、交付決定額の範囲内で概算払いすることができる。	
6. 交付回数等の限度等	<p>交付回数の限度等については、以下のとおりとする。</p> <p>ア スタート応援型は、1団体につき1回を限度とする。</p> <p>イ 同一団体による申請は、原則年度中1回1事業とし、同一の目的をもって実施する事業は3回を限度とする。</p>	



別表第2（別表第1 補足）

区 分	主な分野	事 例
地域づくり 補助金	地域資源の活用 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域資源を活用したイベント</li> <li>・地域親睦・交流イベント開催</li> <li>・地域資源を活用した体験学習の推進活動</li> <li>・地域資源を活用した地産地消の取組み</li> </ul> <p style="text-align: right;">等々</p>
	新しい地域の創 造等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな人材育成や発掘を目的とした各種フォーラムや研修会の開催</li> <li>・地域の課題解決に取り組む研究調査</li> <li>・趣味を通じた活動による地域づくり事業</li> </ul> <p style="text-align: right;">等々</p>
	より良い生活環 境や住環境を目 指す活動等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・沿道の清掃や草かり活動</li> <li>・多くの町民が利用する施設やその周辺的环境整備活動</li> <li>・緑化活動の推進</li> <li>・公共用施設等の保全と活用を目指す活動</li> </ul> <p style="text-align: right;">等々</p>
まちいきいき 支援型補助金	新しい創造で別 海町を支えるイ ベントや企画等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地域の団体や個人によって組織される実行委員会主催のイベント</li> <li>・全町民を対象とした大規模イベント (世代間交流・異業種交流 等々 )</li> <li>・町を広く全道・全国にPRし発信する企画事業</li> </ul> <p style="text-align: right;">等々</p>
スタート応 援型補助金		<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動準備資金として</li> </ul> <p style="text-align: right;">等々</p>

※ ここであげる事例等については一例であり、この限りではない。

※ ここで掲げる「地域」とは、町内における各地区を示す。

＝ 協働のまちづくり ＝

～ お問い合わせ・ご相談は ～

**別海町 総務部 総合政策課 まちづくり推進担当**

電話 0153-75-2111 (内線 2216)

FAX 0153-75-0371

メール [sougouseisaku@betsukai.jp](mailto:sougouseisaku@betsukai.jp)

ホームページ <https://www.betsukai.jp>



「べつかい協働のまちづくり補助金（公募型）」ご案内ページ